

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）新池地区）計画を平成22年2月26日定めた。

その関係書類を三木町産業振興課において平成22年3月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年3月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀